

韓国のロースクール制度の現状と課題

徐 巨 錫

I はじめに

韓国におけるロースクール制度の導入に関する議論は、一九九五年に始まったが、議論の過程で法曹界からの反対にあつて、進捗をみなかった。二〇〇四年二月三十一日、大法院長の諮問機関である司法改革委員会がロースクール制度の導入を含む五つの案件からなる改革方策を大法院長に提出し、大法院長はその建議事項を大統領に提出した。これによって、国家的・社会的合意により、事実上、ロースクール制度の導入が確定したものである。その後、法案通過と設置認可の過程を経て、ついに二〇〇九年三月、定員二千名で、二五校のロースクールがつくられることになった。

韓国のロースクール制度の導入は、朝鮮時代の科擧制度(1)から見れば六百年以上、近代以降から見ても百年以上、持続してきた従来の法律家養成制度を根本から変えるものであった。ただ、この制度を導入して八年目のいま、この制度の導入当時の基本的な目標と実際の状況とはいくつかの点で乖離が生じている。

II 韓国のロースクール制度の導入の経緯⁽²⁾

韓国でのロースクール制度の導入に関する議論は、一九九五年一月、金泳三政権下の世界化推進委員会によって始まったが、ロースクールの設立に反対する大法院をはじめとする法曹界の強力な抵抗にあつて、うやむやになつていた。

その後、一九九八年七月、金大中政権となつて、大統領の諮問機関である新教育共同体委員会において、再び議論を始め、その結果として、ロースクールの学位、設立基準、入学資格、入学試験、修業年限とカリキュラムについてまで比較的具体的に提示したが、これもまた別途、構成されたもう一つの大統領の諮問機関である司法改革推進委員会の反対によって推進が霧散した。

引き続き、盧武鉉政権となつて、大法院長の諮問機関としてつくられた司法改革委員会が、ロースクール制度の導入を含む一般的な司法改革方策を作つて、二〇〇四年一月三十一日、大法院長に提出し、大法院長がこれを受け容れ、大統領に提出することによつて、ロースクール制度の導入に関する議論が最終的に締めくくられた。

司法改革委員会のロースクール案は、二〇〇五年一月、大統領の諮問機関であつた司法制度改革推進委員会によつて具体的に成案をみた。二〇〇七年七月二十七日、「法学専門大学院の設置・運営に関する法律」が制定・公布された。二〇〇八年八月には、四一校が認可を申請し、二五校、総入学生定員二千名の最終認可を受け、二〇〇九年三月一日にロースクールの運営が始まつたのである。

III 韓国のロースクール制度の現状

1 設置認可

まず、設置認可の手続きであるが、法学教育委員会の審議を経て、教育科学技術部（当時）長官が認可をする。この法学教育委

員会は法学界から四人、法曹界から四人、公務員から一人、一般人から四人の計一三人によって構成されている。

つぎに、設置認可の主要審査基準であるが、そこには教育目標、入学銓衡（選考）、教育課程、教員関連事項、学生関連事項、教育施設、財政関連、学位課程（既存の法学部生の学習権の保護関連）、大学競争力と社会的貢献といった基準が定められている。

前述したように、四一校が認可の申請をしたが、二五校の大学に認可が下りた。総定員は二千名である。ロースクールが設置された大学では既存の法科大学（法学部）は廃止される。この点、周知の通り日本と異なる。なお、認可後の評価は、大韓弁護士協会が五年ごとに評価をすることになっており、最初の評価は二〇一三年に行われた。⁽³⁾

2 学生の選考⁽⁴⁾

ロースクールの入学資格は、学士学位の取得者であるが、学位を特定せず、多様な専攻に門戸を開いている。

定員は二千名であるが、四〇名から一五〇名の間で大学ごとにそれぞれ異なる。⁽⁵⁾ただし、欠員、たとえば、新入生の定員割れや自退などが発生した場合には、当該ロースクールの入学定員の一〇%の範囲内で、次年度に追加選考が可能である。

選考の種類は、一般銓衡（選考）と特別銓衡（選考）の二種類があり、普遍的な教育的基準によって学生を選考する「一般銓衡」と、身体的、経済的な条件が劣悪な社会的弱者などに配慮した、入学定員対比五%以上を選抜する「特別銓衡」に分けられる。なお、学生構成の多様性を図るため、当該ロースクール設置大学以外の大学の出身者を三分の一以上選考しなければならず、また、法学以外の分野において学士学位を取得した者を三分の一以上選考しなければならないという基準も設けられている。

入学選考時の必須要素としては、学部成績、法学適性試験（LEET）成績、語学成績、社会活動、奉仕活動、面接（問題解決能力に一〇分、人格等に一〇分で計二〇分）があげられるが、その比率は各大学が各自定めることができる。例えば、全北大学の入学選考要素とその比率を示すと、表一の通りである。

表 1 全北大の入学選考要素と比率⁽⁶⁾

選考段階	選考要素	反映点数	備 考
1 段階	学部成績	15 点 (23%)	
	LEET 成績	30 点 (47%)	標準点数を反映、論述は除外する
	語学成績	10 点 (15%)	
	書類審査	10 点 (15%)	
	小 計	65 点 (100%)	
2 段階	1 段階選考総計	65 点 (65%)	
	論述試験	15 点 (15%)	LEET の論述領域を自己評価
	深層面接	20 点 (20%)	
	小 計	100 点 (100%)	

なお、参考までに、二〇〇九年度から二〇一六年度までの法学適性試験（LEET）を受験した人数を示すと、表2の通りである。

3 教育課程⁽⁷⁾

まずは、ロースクールの運営についてであるが、ロースクールは、専門修士学位課程であり、修業年限は三年である。日本とは違い、法学既修者と未修者の区別はない。学則によって、専門博士学位課程と非学位授与課程である研究課程を置くことができる。卒業に必要な単位は九〇単位以上である。

また、ロースクールには、実務科目が開設される。必須実務科目としては、法曹倫理、法律情報調査、法文書作成、模擬裁判、実習課程の五科目がある。そのほかに、ロースクールごとの特性化分野として、大学によって必須科目を設けることができる。

つぎに、国際化能力を培養するために、外国語科目を三年間、二〇科目以上開設する一方、海外教育機関との交流プログラムも積極的に運営している。なお、ロースクールでは、リーガル・クリニクを運営しているが、無料法律相談はしているものの、実際の事件処理はすることはできない。

ロースクールの学事管理のために、二〇一一年度からは共通した基準を適用している。詳しく見てみると、通算二回の留年または三回の学事警告があれば除籍処理される。韓国全体のロースクールの学業中断者は、二〇〇九～二〇一三年で

表2 法学適性試験 (LEET) 受験者⁽⁸⁾

(単位:名)

区 分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
受験者	9,693	7,411	7,625	7,946	6,980	8,387	8,114	7,585
出願者	10,110	8,219	8,362	8,614	7,628	9,126	8,788	8,246

四二二名(四%)いるが、そのうち、除籍は七三名である。また、厳正な成績評価をするために、原則的にすべての科目で相対評価を実施していた。しかし、最近では、大学ごとに、これを緩和して適用している。当初は選択科目と必須科目の全てに相対評価を適用していたが、現在、選択科目は自由に実施している。なお、実務基礎科目についてはP/F評価が可能である。また、休学期間を除いた在学年限が五年を超過する場合には、自動的に除籍処理される。

一方、講義の内容と方式は、判例中心、事例中心、対話式によって講義が行われている。

最後に、奨学金についてであるが、奨学金は、社会的・経済的弱者に配慮するために、必ず三年間支給しなければならない。設置認可基準として、全額奨学金受給者が20%以上でなければならないという事項が設けられている。

4 弁護士試験⁽⁹⁾

弁護士試験は、韓国においては、非ロースクール出身者を対象とする予備試験制度はない。第一回弁護士試験は、二〇一二年一月に実施されたが、合格率は、全体定員の七五%程度であった。従来の司法試験については、選考人数を毎年減らしてきている。二〇一六年までは一・二・三次試験を実施してきたが、二〇一七年は最後の二・三次試験を実施した後、廃止される予定である。

つぎに、試験方法と科目であるが、必須科目と選択科目に分けられる。必須科目は選択型試験と論述型試験を混合した形で実施されるが、公法科目には憲法と行政法があり、民事法科目には民法と商法と民事訴訟法がある。また、刑事法科目には刑法と刑事訴訟法がある。

一方、選択科目は、論述型試験で実施される。その科目は、国際法、国際取引法、労働法、租税法、知的

表3 弁護士試験の受験者・合格者・合格率⁽¹⁰⁾ (単位：名)

区 分	2015年(第4回)	2014年(第3回)	2013年(第2回)	2012年(第1回)
受験者	2,561	2,292	2,046	1,665
合格者	1,565	1,550	1,538	1,451
合格率(%)	61.10	67.62	75.17	87.15

表4 2015年度の弁護士試験の合格者の性別現況⁽¹¹⁾ (単位：名)

区 分	全 体	男 子		女 子	
		人員	比率(%)	人員	比率(%)
受験者	2,561	1,472	57.44	1,090	42.56
合格者	1,565	893	57.06	672	42.94
合格率(%)	61.10	60.70		61.65	

表5 2015年度の弁護士試験の合格者の法学専攻の有無⁽¹²⁾ (単位：名)

区 分	全 体	法学専攻		法学非専攻	
		人員	比率(%)	人員	比率(%)
受験者	2,561	1,394	54.43	1,167	45.57
合格者	1,565	918	58.66	647	41.34
合格率(%)	61.10	65.85		55.44	

財産権法、経済法、環境法のうちから一つを選択して受験することになっている。なお、法曹倫理試験は、選択型試験で行われる。

弁護士試験問題の水準は、司法試験に比べ若干難しいとされており、合格決定方法は、科目別に一定比率で換算して合算した総得点で決まる。しかし、科目によって不合格になることもある。第一回試験の合格率は入学定員の七五%以上であった。

二〇一二年から二〇一五年までの弁護士試験の受験者と合格者、そして合格率は表3の通りである。第一回試験の合格率は、約八七%だったが、二〇一五年の第四回試験では、約六一%に減少している。

つぎに、第四回(二〇一五年度)試験の合格者の現況である。まず、合格者の性別の現況であるが、表4の通り、合格者は男子の方が多いが、合格率は女子の方が若干高いことがわかる。

表6 韓・日両国のロースクール制度の比較 (参考)⁽¹³⁾

区 分	韓 国	日 本
導入時期	2009年3月	2004年4月
ロースクールの数	25校	74校(設立当時)/現在71校
入学定員と総定員	40~150名/2,000名	30~300名/5,825名
課程	3年(既修/未修の区別なし)	既修者2年、未修者3年
学位	専門修士	法務博士(専門職)
修了後の試験	弁護士試験	新司法試験
試験回数の制限	5年のうち5回	5年のうち5回
法曹資格取得前の修習	廃止(但し、弁護士事務所における修習を義務付ける)	期間を短縮することを前提として存続

表5は、合格者が法学を専攻していたかどうかに関する統計である。合格者、合格率ともに法学を専攻した受験生の方が、高いことがわかる。

5 検事と裁判研究員の任用と弁護士研修⁽¹⁴⁾

まず、検事の任用についてであるが、新任検事の選考は書類選考と面接による。新任の検事は一年間の教育実施後、検事の職務を遂行することになる。

つぎに、裁判研究員の選考についてである。裁判研究員とはロークラークともよばれるが、事件の審理と裁判に関する調査・研究業務を遂行する専門契約職公務員である。採用期間は二年で、選抜人数は、約百名を基準としているが、毎年変動する。

なお、法官、すなわち裁判官の任用は、法曹一元化の原則により、三年以上の法曹経験が必要とされている。したがって、裁判研究員の二年間の経歴とさらに一年の法曹経歴があれば、法官として任用することが可能となる。

また、弁護士研修についてであるが、五年以上の法曹経歴者一名以上が在職する法律事務従事機関のうち法務部が指定した機関や、国会、法院、憲法裁判所、検察庁等の機関において六か月間法律事務に従事した場合や、大韓弁護士協会が主管する研修を終えた場合には弁護士業務が可能になる。弁護士試験合格者が法律事務に従事せず、または大韓弁護士協会が主管する研修を受けない場合には、弁護士の業務を遂行することができない。

最後に、就職と進路であるが、法律市場が飽和状態にあるため、法曹界のみなら

ず社会の各分野、すなわち企業、国家機関、金融界、国会、政界等に進出しているのが実状である。現在は、過渡期にあるものと思われる。

IV 韓国のロースクール制度の課題

韓国にロースクール制度が導入されるまで、司法試験体制で見られた様々な弊害を克服するために様々な議論が行われた。そのような議論が具体化されていく中で、アメリカ式のロースクールを導入しようとする案が浮上してきた。盧武鉉政権がその案を採用した結果、現在のようなロースクール制度が登場した。しかし、果たして韓国社会にロースクール制度が必ずしも必要なのかどうか、大学が正義かつ公正な組織として民主主義と法治主義の骨幹を成す法曹養成に責任を持てるかどうかなどに関する、まともな評価と分析がなされないまま、多少性急に推し進められた側面もある。そこから、様々な問題点が露呈している。⁽¹⁵⁾ 韓国法制研究院が発表した「二〇一五国民法意識調査」によれば、一般の国民の中にも、ロースクール制度に成果があると思う意見（二八・七%）より、成果がないとの答え（五八・八%）のほうがはるかに多いことがわかる。⁽¹⁶⁾

1 入学選考上の問題

入学選考においても公正性に問題がある。一部のロースクールで、ロースクール入学志願書の自己紹介書の中に、大法官、検事長や判事などの子弟や親・姻戚が父母の職業や家庭環境などを書くことを許したことがあった。このことが、面接試験の際に法曹出身の父母や親戚をもつ志願者に有利に働いたとの疑惑がおこり、社会的に大きな波紋が起きた。このことにより、教育部は、二〇一七年度入試からは、志願書などに父母や親・姻戚などの職業を記載することをいっさい禁止することにした。⁽¹⁷⁾

最近ソウルの日大のロースクールは、新入生選考時に志願者の年齢による差をつけるだけでなく、さらには出身大学の学部を

五等級に分け、最高等級と最低等級との間に実に四〇%の格差をおいて評価したことにより、「大学カースト制」であるとの批判を受けている。⁽¹⁸⁾これは、ロースクール入学選考において、公正性と透明性が何よりも重要であることを示してくれた出来事であった。

また、ソウルの主要ロースクールの在學生に、ソウル地域の特定大学の学部出身者が集中するという偏りが目立つことなども問題である。ソウル大、高麗大、延世大のロースクール入學生の八割強が、この三大学の学部出身者であるとの調査結果が出た。二〇一六年五月にソウル地方弁護士会が発刊した研究報告書によれば、二〇〇九年から二〇一五年までのソウル大、高麗大、延世大ロースクールの入學生の中で、上記三大学の学部出身者は、それぞれ八七・七%、八七・六%、八三・四%を占めており、上記三大学以外の出身者には法曹界に進む壁があまりにも高くなっているとの指摘もある。⁽¹⁹⁾

2 教育期間と成績評価の問題

まず、教育期間についてであるが、現在、ロースクールは、法学既修者と未修者に共通して、三年の修学期間を課している。しかし、法学未修者の場合、法学理論と実務を身につけるには三年間という時間が十分であるとは言えない。法学未修者の場合は一年延長して、四年にすべきとの主張もあるが、費用の問題が関わっており、簡単に決められる問題ではないように思われる。

つぎに、成績評価について、現在のロースクールは、法学既修者と未修者を一つのクラスに編成し、相対評価をしているため、未修者には不利な面が多いように思われる。そのため、大部分のロースクールが未修者のために入学前の先行学習を実施している。一部では、博士課程生をチューターとして活用しているロースクールもある。

3 ロースクール特性化教育の問題

韓国のロースクールは、認可当時、各大学固有の特性化分野を定めて教育することとした。しかし、各ロースクールは、定められた期間内で多くの弁護士試験合格者を出そうとしたため、特性化教育がおろそかにされることが多かった。そして、ロースク

ルの学生のほうも、弁護士試験科目でもない特性化科目については、特に関心も示さなかった。そこで、弁護士試験を資格試験化すれば、試験競争に埋没することがなくなるため、特性化科目にも関心を持つであろうとの主張も見られる。しかし、弁護士試験を資格試験化することは弁護士量産による就業難というより大きな問題をもたらす可能性が高く、現実的ではない。

各大学のロースクールの特性化分野を充実して教育するためには、学生がその特性化分野科目を一定の単位以上履修した場合に限り、各大学のロースクールの卒業試験を受験できるようにしなければならない。

4 法律実務教育の問題

三年間という期間内に、法律理論と法務実務を十分に身につけることは不可能であると思われる。各ロースクールにおいてリーガル・クリニクというプラットフォームが運営されているが、実務出身教授は開業が禁止されているため、実際の事件を処理することはできない。アメリカや日本のように、ロースクールに付設法律事務所を置き、実際の事件がどのように解決されるのかを直接ロースクール学生に経験してもらうことができるようにしなければならないと考える。

ロースクールにおいて、実務出身教授が一定の範囲内でロースクールのリーガル・クリニクを活用して、実際に事件を処理することができる道を開くことが望ましい。

5 司法試験の存廃問題

まず、予備試験導入による司法試験存置論がある。これは、ロースクールのない法科大学側からの主張である。予備試験導入による司法試験存置論者らは、ロースクールは「トン・スクール」(金スクール (money school)) と言われるほど、費用が多くかかるため、経済的弱者にとって希望のほし⁽¹⁾として機能してきた司法試験を存置させなければならないと主張している。いわゆる「ドブから龍が出る」(はきだめにツル) ことができるように、チャンスを与えなければならないという理由である。⁽²⁰⁾ 周知の通り、日本

は予備試験に合格すれば司法試験を受験することができることとしており、アメリカの場合もロースクールを卒業しなくても、通信講座の履修者や外国の法科大学の卒業者であれば、司法試験の受験資格を与えているのである。

これに対し、司法試験廃止論もある。これは、主にロースクール側からの主張である。二一世紀にふさわしい法治国家建設の責任を担う法曹を養成するために、ロースクール制度を導入することによって、司法試験を廃止するというのが国民の合意であったことを理由として主張する。このような主張は、ロースクールの活性化を狙う意図があるようにも思われる。

そのような中、司法試験存置法案が国会の法制司法委員会に上程され、公聴会まで開かれた。なお、法務部は、二〇一七年に完全に廃止することとした司法試験を、二〇二一年まで四年間猶予する予定であることを、二〇一五年二月三日に発表した。そのうえ、その猶予される期間の間、司法試験を廃止し、一種の予備試験を新設して、それに合格すればロースクールを卒業しなくても弁護士試験を受験することができる資格を与える方策、さらに、ロースクールの問題点、たとえば入学、学事管理、就職等を改善する方策について検討することにしたことも発表した。法務部のこの発表は、二〇一五年の国民の世論調査の結果、すなわち、二〇一七年に司法試験を廃止しなければならないとする意見が二三・五%であったのに対し、司法試験を存置しなければならないとする意見が八五・五%であり、存置しなければならないとする意見が非常に多かったことと無関係ではないにも思われる。

しかし、発表の直後激しい批判にさらされることになった法務部は「四年猶予は最終決定された訳ではない」と、事実上、発表内容を撤回した。実際は、司法試験の二〇一七年度廃止は、法務部の決定事項ではなく、弁護士試験法を改正しなければ不可能なことでもあった。二〇一六年五月一七日に、国会法制司法委員会は全体会議を開き、弁護士試験法改正案の議論を試みたが、与野党議員の意見の食い違いによって案件上程さえできなかったのである。結局、現行法通りに、二〇一七年には一次試験はなく、二〇一六年に一次試験にすでに合格している者に限って二・三次試験を受けさせ、最終の五〇名を選抜したあと廃止される予定である。このことについては、憲法裁判所が、二〇一六年九月二十九日に、司法試験の廃止を規定した弁護士試験法の付則条項を合憲とする決定を言い渡すこと⁽²¹⁾によって、あらためて確認した。もちろん、二〇一六年下半期に開かれる国会において当該法案が再発

議され、国会を通過することにより、司法試験廃止が猶予される可能性がまったくなくはないが、事実上困難ではないかと思う。

V おわりに

私としては、ロースクール設立の趣旨を勘案すれば、司法試験はいずれ廃止しなければならないと考える。さきに指摘したように、現行のロースクール制度が抱えている問題点に対しては、法務部、教育部などの関連機関が額を寄せ合って、衆知を集め、一日でも早く改善することによって、二一世紀のための新しい法曹養成制度であるロースクール制度が成功的に定着できるようにすべきであろう。

- (1) 「韓国は高麗初期から科挙制度を通して社会のエリートを輩出し、充員してきた。これは中国から導入された方式である。この制度は、当時としては画期的な国家統治体制であり手段であった。啓蒙主義時代のヨーロッパにおいてもこれを激賞する雰囲気があったし、英国はこれを高等文官試験として受け入れた。明治維新以降の日本がこの制度を導入することもあった。韓国は、光復後、高等文官試験に習い、高等考試行政科と司法科を設け、国家が必要とする人材を選抜し、養成する制度として活用している。」週刊朝鮮二四二二号(二〇一六年八月二二日) [http://weekly.chosun.com/client/news/viv.asp?cid=03&NewsNumb=002421100013]。
- (2) 韓国ロースクール制度導入の詳細な内容については、キム・チャンロク「韓国ロースクールの意義と課題」ジャスティス一四六一二号(二〇一五年二月)一九二―一九六頁を参照されたい。
- (3) ロースクール一周期認定評価と関連して、既存の履行点検及び行政制裁の改善に対する要求があった。これに関しては、韓国教育開発院『法学専門大学院履行点検改善方案研究』(二〇一三年二月)三頁以下を参照されたい。
- (4) 学生選考に関する詳細な内容については、韓国教育開発院・前掲注(3)三七頁以下を参照されたい。
- (5) 圏域別入学定員割当現況表は、教育部大学院支援課「法学専門大学院の現況と対策」(二〇一三年三月二日)によると、次の通りである。

圏域	認可大学数 (割当入学定員)	大学名	割当入学定員 (二〇〇九年度以降)
		建国大	四〇名

韓国のロースクール制度の現状と課題（徐）

釜山	大邱	光州	大田	ソウル 一五校／六〇％ (一、二四〇名／五七％)																			
二校(二〇〇名)	二校(二九〇名)	四校(三〇〇名)	二校(二七〇名)																				
釜山大	東亜大	嶺南大	慶北大	濟州大	全北大	円光大	全南大	忠北大	忠南大	江原大	仁荷大	亞洲大	漢陽大	韓國外大	中央大	梨花女子大	延世大	ソウル市立大	成均館大	ソウル大	西江大	高麗大	慶熙大
一二〇名	八〇名	七〇名	一二〇名	四〇名	八〇名	六〇名	一二〇名	七〇名	一〇〇名	四〇名	五〇名	五〇名	一〇〇名	五〇名	五〇名	一〇〇名	一二〇名	五〇名	一二〇名	一五〇名	四〇名	一二〇名	六〇名

- (6) 二〇一六年の全北大学ロースクール募集要綱参照。
- (7) 韓国のロースクールにおける教育課程の個別項目内容に関しては、韓国教育開発院・前掲注(3)二四六頁以下を参照されたい。
- (8) 法学適性試験ホームページ (<http://www.lect.or.kr>) の内容をもとにまとめたものである。
- (9) 法務部のホームページ (<http://www.moj.or.kr>) の資料をもとにまとめ直したものである。
- (10) 注(9)に同じ。
- (11) 注(9)に同じ。
- (12) 注(9)に同じ。
- (13) ホン・テソク「日本法曹人選抜(選考)方式の課題から見た我が(韓国)ロースクールの発展方向」法学論考三七集(二〇一一年一〇月)四六八頁参照。
- (14) 法学専門大学院協議会『二〇一六学年度入学ガイド(ロースクール・インサイト)』(二〇一五年)三九頁参照。
- (15) 週刊朝鮮二四二二号(二〇一六年八月二二日)。
- (16) 法律ジャーナル(二〇一六年二月一九日) [<http://www.lect.co.kr/news/articlePrint.html?idxno=39612>]。
- (17) 法律新聞(二〇一六年五月九日) [<http://www.lawtimes.co.kr/Legal-News/Print-News?serial=100303>]。
- (18) 京郷新聞(二〇一六年六月五日) [<http://news.khan.co.kr/print.html>]。
- (19) 韓国日報(二〇一六年五月二六日) [<http://www.hankookilbo.com/m/v/c519724f4e7413b8cb65504e49197>]。
- (20) カン・ヨンソク「公正社会、予備試験導入から始まる」考試界六五八号(二〇一一年一月)八五頁。
- (21) 憲法裁判所決定二〇一六年九月二九日(二〇一二憲マ一〇〇二、二〇一三憲マ二四九、二〇一五憲マ八七三、二〇一六憲マ二六七)、法律ジャーナル(二〇一六年九月二九日) [<http://www.lect.co.kr/news/articleView.html?idxno=42030>]。

〔追記〕

本稿は、二〇一五年二月一六日に、日本比較法研究所(中央大学)において発表した内容を加筆修正したものである。

(韓国・全北大学校法学専門大学院教授)